

耳標の種類と装着方法

(1) 耳標の種類

法に基づく耳標とは、以下の規格に適合するものです。

- ① 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- ② 取り外した後、再び装着できない構造であること
- ③ 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
- ④ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

■ 耳標（令和7年度規格審査で適合と確認された耳標）と耳標装着器（アプリケーター）

種類（メーカー）	日本での取扱業者	耳標装着器（アプリケーター）
オールフレックス 	フジタ製薬（株） 連絡先： 顧客センター TEL：042-661-1970	〈オールフレックス〉 
ハプトナー 	（株）トレデスト 連絡先： TEL：045-532-9080	〈ハプトナー〉 
データマース 	サージミヤワキ（株） 連絡先： TEL：03-3449-3711	〈データマース〉  

注 意

- 1 耳標は、毎年度の国の補助事業の入札により種類（メーカー）及び配付先が決まるため、前年と異なる種類（メーカー）の耳標が配付されることがあります。
- 2 耳標を装着する際に留意すべき点がありますので、特に、新たな種類（メーカー）の耳標を装着する場合には、耳標に同梱されている説明書や「耳標装着マニュアル」等をよく読んで牛に装着してください。
- 3 各社耳標装着器（アプリケーター）で装着可能な耳標（互換性）については、送付される耳標に同封されている「耳標装着マニュアル」又はセンターホームページ（<https://www.id.nlbc.go.jp/>）をご覧ください。
- 4 肥育農家においても、導入牛の耳標が脱落等した場合、再発行耳標を装着する必要がありますので、耳標装着器（アプリケーター）をご準備ください。

●耳標装着器（アプリケーター）を新たに入手したい場合

新規農家で耳標装着器（アプリケーター）をお持ちでない方や耳標装着器（アプリケーター）が壊れてしまった方は、耳標の配付を行っている（一社）家畜改良事業団にご相談ください。

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター
TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0586

(2) 耳標の装着方法

注意

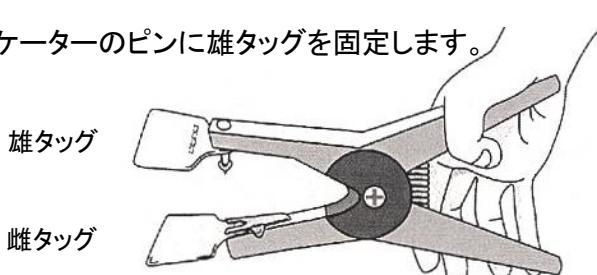
新たな種類（メーカー）の耳標が配付される場合には、装着に当たり、耳標と同梱された耳標装着方法の説明書（耳標装着マニュアル）を必ずご確認ください。

- ① 個体識別番号を確認し、耳標を準備してください。
耳標は雄タグと雌タグで1セット(片耳分)になります。



- ② アプリケーターのクランププレートの下に雌タグを固定します。

- ③ アプリケーターのピンに雄タグを固定します。



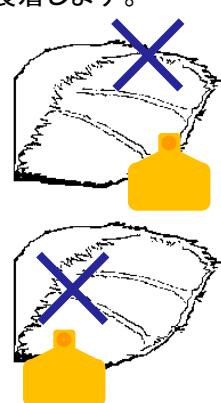
- ④ アプリケーターに耳標をセットしたまま消毒液に浸します。



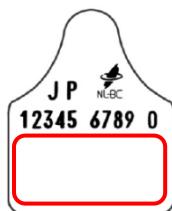
- ⑤ 耳殻の血管を避け、中央部に耳標を装着します。



矢印で示した位置に正しく
装着してください。



耳標に穴を開けて、別の耳標を装着するのはおやめください。耳標破損の原因になります。

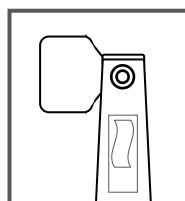


雄タグ下段の空白スペースは自農場の管理番号等を自由に記入できるようになっています。

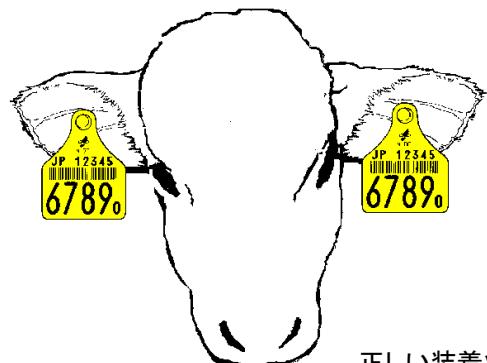
適合しないアプリケーターで耳標を装着しないでください。装着ミスや脱落の原因になります。



ハプトナー耳標を装着する場合は、耳標をアプリケーターに対して直角にセットしてください。



雌タグが正面に来るよう装着してください（雄タグは耳の後ろから前に向かって貫通させます）。雄と雌を逆に装着しないようご注意ください。



正しい装着状態

(3) 耳標の配付方法

法に基づく牛の個体識別のための耳標は、国の補助事業により、事業実施主体（一般社団法人 家畜改良事業団）から牛の管理者（農家）に配付されています。

耳標には「通常耳標」と「再発行耳標」があります。

通常耳標は、牛が生まれた際に装着する耳標です。農家の出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて配付されます。耳標はできるだけ配付された順に、古いものから装着することが望ましく、発行から7年より経過した耳標は、経年劣化していることが見込まれるため、順次、整理を進めています。発行から15年以上経過した未装着耳標は、廃番となり、出生の届出や再発行請求が受け付けられませんのでご留意ください。

再発行耳標は、装着ミスや耳標の脱落又は破損により、再度装着するために同じ個体識別番号で再発行された耳標です。再発行請求を行うことで配付されます。

ア 通常耳標が必要な場合

通常耳標は農家の出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて、配付される枚数が決められますが、新規就農や増頭により耳標が不足するような場合は、所属団体（農協等）にご相談ください。

相談を受けた所属団体の手元に保管されている通常耳標を管理換えてお渡しすることができます。

なお、耳標をお渡しするにあたっては、所属団体から各都道府県を通じて、速やかにセンターへ耳標の「管理換え」の申請を行ってください。

この手続きを行わないと、管理換えた耳標を装着した牛の出生の届出が登録されません。

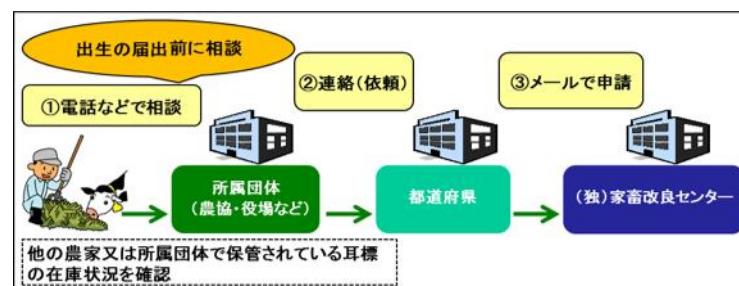
イ 再発行耳標が必要な場合

耳標が脱落又は破損した場合には、同じ個体識別番号の耳標を再度装着する必要があります。

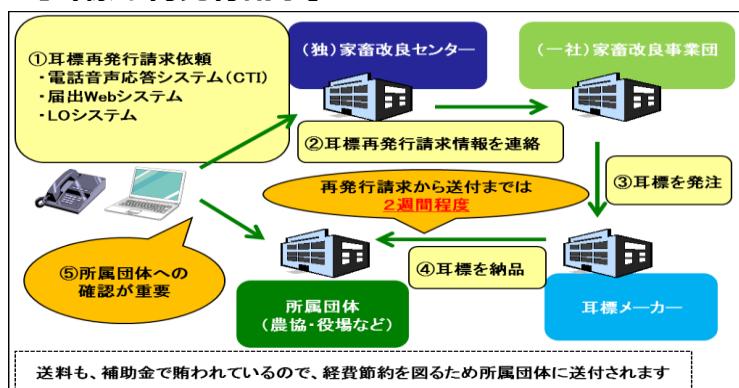
牛の管理者は、速やかに耳標の再発行請求（P7）を行ってください。

なお、再発行耳標は、**請求から送付まで約2週間を要し、所属団体に送付**されますので、早めにご請求ください。

【耳標が不足した場合】



【耳標の再発行請求】



(参考) 耳標が脱落した場合等の担保措置

法により、両耳に耳標が装着されていない牛は、譲渡し又は譲受け等を行ってはならないこととされていますが、出荷直前又は輸送中に耳標が脱落したとき等、やむを得ない場合には異動が可能となっています。

その場合は、牛の管理者は、脱落した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けるなど、当該牛の個体識別番号の表示・伝達を確実に行うための措置を講じなければなりません。

※ 詳しくは、お近くの農林水産省 地方農政局等（P70）にお問い合わせください。

(4) 耳標の再発行請求方法

再発行

耳標の再発行請求は、次の手段で行うことができます。

- インターネットを通じて、
パソコン、タブレット、スマートフォン → ① 届出Webシステム（P9）
- 電話、携帯電話で → ② 電話音声応答（CTI）（P11）
- 専用ソフトとインターネットで → ③ LOシステム
- 専用回線とバーコードリーダー → ④ イントラ報告（ID連携）

詳しい操作は、センターホームページ（<https://www.id.nlbc.go.jp/data/zihyou.html>）にて、それぞれの届出手段の耳標再発行請求手順をご覧ください。

なお、再発行された耳標は管理者本人ではなく、それぞれの所属団体宛てに発送されます。

請求から約2週間後に所属団体に耳標が配送されているかご確認ください。

● 注意事項

1. 耳標再発行請求中には、同じ個体識別番号の耳標再発行を請求できません。再度、再発行が必要な場合は、先に請求した再発行耳標がお手元に届いてから請求してください。
2. 耳標再発行請求は、いつたん受付されると修正・取消しができませんので、片耳又は両耳など請求内容を十分ご確認ください。

【お問い合わせ先】

(一社) 家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586